平成２３年（フ）第６３６号
大阪府和泉市光明台３丁目７番32―101号
債務者　吉澤　安雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
大阪府和泉市光明台３丁目７番32―101号
債務者　吉澤眞理子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
堺市堺区宿屋町西３丁１番27―1101号、前住所大阪府岸和田市神須屋町399番地の14
債務者　平生　優子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目22番17―103号、前住所大阪府堺市西区菱木２丁2390番地22
債務者　荒木　浩次
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番69―307号
債務者　原田　光治
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番69―307号
債務者　原田　美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目15番23―１号
債務者　結城　洋二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地５棟101号
債務者　山下　一美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
大阪府貝塚市海塚62番地４ハウスルーア１―D号
債務者　山本　修二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
大阪府泉南市男里６丁目15番２―A1316号
債務者　大滝　忠利
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
大阪府泉大津市豊中町１丁目４番18号レジデンス東山Ⅱ105号、前住所大阪府泉大津市池浦町５丁目13番29号
債務者　江夏　静男
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
大阪府泉南市信達岡中192番地の３、前住所大阪府泉南市信達市場379番地の６
債務者　松本　哲幸
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
大阪府和泉市池上町３丁目13―５ロイヤルシャルム201号、住民票上の住所大阪府堺市西区草部1452番地23
債務者　山口　圭一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
大阪府貝塚市二色２丁目５番３―1203号
債務者　中澤美津雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８４号
大阪府泉大津市池浦町５丁目９番13―305号
債務者　坂本　美和（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
大阪府岸和田市南上町１丁目24番３号、前住所大阪府岸和田市南町45番11号
債務者　烏野　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
大阪府泉大津市東雲町１番９号　玉井方
債務者　飯尾　雅恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係